

平成19年
給与等に関する報告資料

目 次

1 人事院の国家公務員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告の概要	
給与勧告の骨子	1
公務員人事管理に関する報告の骨子	3
2 県職員給与関係資料	
平成19年県職員給与実態調査の概要	5
第1表 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び性別・学歴 別人員構成比（平成19年4月1日）	6
第2表 給料表別平均給与月額（平成19年4月）	8
第3表 給料表別・職務の級別・号給別職員在職状況（平成19年 4月1日）	10
その1 行政職給料表	10
その2 公安職給料表	12
その3 研究職給料表	15
その4 医療職給料表（一）	17
その5 医療職給料表（二）	19
その6 医療職給料表（三）	21
その7 中学校・小学校教育職員給料表	24
その8 高等学校等教育職員給料表	27
その9 大学教育職員給料表	30
第4表 給料表別・職務の級別・年齢別職員在職状況（平成19年 4月1日）	32
その1 行政職給料表	32
その2 公安職給料表	33
その3 研究職給料表	34
その4 医療職給料表（一）	35
その5 医療職給料表（二）	36
その6 医療職給料表（三）	37
その7 中学校・小学校教育職員給料表	38
その8 高等学校等教育職員給料表	39
その9 大学教育職員給料表	40
第5表 給料表別扶養手当支給状況（平成19年4月）	42
第6表 給料表別地域手当支給状況（平成19年4月）	44
第7表 給料表別住居手当支給状況（平成19年4月）	46
第8表 給料表別通勤手当支給状況（平成19年4月）	48
第9表 給料表別特勤手当及びへき地手当支給状況（平成19年 4月）	50
第10表 給料表別管理職手当支給状況（平成19年4月）	52

第 11 表 再任用職員の給料表別・職務の級別在職状況（平成 19 年 4 月 1 日）	5 3
---	-----

3 民間給与等関係資料

平成 19 年職種別民間給与実態調査の概要	5 5
第 12 表 産業別・規模別調査事業所数	5 7
第 13 表 調査事業所の本・支店別構成	5 7
第 14 表 民間における職種別・学歴別・規模別初任給	5 8
第 15 表 民間における初任給の改定状況	5 8
第 16 表 職種別・規模別・学歴別民間給与額	5 9
その 1 規模計	5 9
その 2 企業規模 500 人以上	6 3
その 3 企業規模 100 人以上 500 人未満	6 7
その 4 企業規模 100 人未満	7 1
第 17 表 職種別・年齢階層別平均給与月額（規模計）	7 5
第 18 表 公民比較の対応表	8 8
第 19 表 民間における給与改定の状況	8 9
第 20 表 民間における定期昇給の実施状況	8 9
第 21 表 民間における賃金カットの実施状況	8 9
第 22 表 民間における年俸制の導入状況	8 9
第 23 表 民間における家族手当の支給状況	9 0
第 24 表 民間における住宅手当の支給状況	9 0
第 25 表 民間における雇用調整の実施状況	9 0
第 26 表 民間における特別給の支給状況	9 1
第 27 表 民間における冬季賞与の配分状況	9 1
第 28 表 民間における昇給制度の状況	9 1

4 生計費関係資料

平成 19 年 4 月の標準生計費算定方法の概要	9 3
第 29 表 費目別・世帯人員別生計費換算乗数	9 4
第 30 表 費目別・世帯人員別標準生計費（平成 19 年 4 月）	9 4
その 1 全国	9 4
その 2 松山市	9 4

5 労働経済指標関係資料

第 31 表 労働経済指標	9 6
その 1 賃金・労働時間・消費支出・物価指数	9 6
その 2 雇用・生産	9 8

1 人事院の国家公務員の給与に関する報告及び勧告並びに
公務員人事管理に関する報告の概要

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

- ① 民間給与との較差 (0.35%) を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の上上げ (中高年齢層は据置き)、子等に係る扶養手当の上上げ、19年度の地域手当支給割合のさかのぼり改定
- ② 期末・勤勉手当 (ボーナス) の上上げ (0.05月分)
- ③ 給与構造改革の一環としての専門スタッフ職俸給表の新設

○ 公務員給与の改革への取組

平成17年の勧告時の報告において、地域間配分の適正化、職務給の徹底、成績主義の推進を図るため、給与制度の抜本的な改革を行うことを表明。この給与構造改革は、平成18年度から俸給表水準の引下げ (4.8%) を実施しつつ、逐次手当の新設等を行い平成22年度までの5年間で実現

また、民間企業の給与水準をより適正に公務の給与水準に反映させるため、平成18年勧告の基礎となる民間給与との比較方法について、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなど抜本的に見直し

本院としては、公務員給与の改革を進めることにより、国民の支持の得られる適正な公務員給与の確保に向けて全力で取り組む所存

I 給与勧告の基本的考え方

〈給与勧告の意義と役割〉 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

〈民間準拠の考え方〉 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,200民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査 (完了率89.4%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 1,352円 0.35% [行政職(一)…現行給与 383,541円 平均年齢 40.7歳]

俸給	387円	扶養手当	350円
地域手当	560円	はね返し分	55円

〈ボーナス〉 昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表 初任給を中心に若年層に限定した改定 (中高年齢層は据置き)

① 行政職俸給表(一)

改定率 1級 1.1%、2級 0.6%、3級 0.0%。4級以上は改定なし

初任給 I種 181,200円 (現行179,200円)、II種 172,200円 (現行170,200円)

III種 140,100円 (現行138,400円)

② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定 (指定職俸給表等を除く)

- (2) 扶養手当 民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮
子等に係る支給月額を500円引上げ（6,000円 → 6,500円）
- (3) 地域手当 給与構造改革である地域間給与配分の見直しの着実な実施
地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が
6%以上の地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて
改定（本年度分として0.5%の引上げを追加）

【実施時期】 平成19年4月1日

〈期末・勤勉手当等（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分→4.5月分
（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
19年度	期末手当	1.4月（支給済み）	1.6月（改定なし）
	勤勉手当	0.725月（支給済み）	0.775月（現行0.725月）
20年度 以降	期末手当	1.4月	1.6月
	勤勉手当	0.75月	0.75月

【実施時期】 公布日

〈その他の課題〉

- (1) 住居手当 自宅に係る住居手当の廃止も含め見直しに着手
- (2) 非常勤職員の給与 給与の実態把握に努めるとともに、職務の実態に合った適切な給与が支給されるよう、必要な方策について検討
なお、非常勤職員の問題は、その位置付け等も含めた検討が必要

Ⅲ 給与構造改革（平成20年度において実施する事項）

1 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設（平成20年4月1日実施）（俸給）

- 専門スタッフ職俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用し、3級構成。各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎

（諸手当）

- 専門スタッフ職職員には、俸給の特別調整額を支給しないほか、2級、3級職員について、超過勤務手当等の適用を除外
- 専門スタッフ職調整手当は、3級職員のうち、極めて高度の専門的な知識経験等を活用して遂行することが必要な特に重要で特に困難な業務に従事する職員に支給（俸給月額の100分の10）

（勤務時間）

- 専門スタッフ職職員の勤務時間について、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁の長が割り振る弾力的な仕組みを導入

2 地域手当の支給割合の改定等

- 地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定（平成19年度の支給割合を1～2.5%引上げ）
- 広域異動手当は、平成20年度に支給割合が引き上げられ、制度が完成（異動前後の官署間の距離区分が60km以上300km未満の場合3%、300km以上の場合6%）
- 今後とも、昇給・勤勉手当における勤務実績の給与への反映を一層推進

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務員に対する国民の批判を真摯に受け止め、国民からの信頼回復が必要

1 新たな人事評価制度の導入 ～能力・実績に基づく人事管理の推進～

- ・ 人事評価の枠組みについて、フィードバック、苦情処理等を含め更に検討
- ・ 評価結果の任免、給与、育成への活用方法について基本的考え方を提示。識別力の向上など評価の客観性・安定性確保が重要

2 専門職大学院等に対応した人材確保 ～人材供給構造変化への対応～

- ・ 有為の人材確保には、行政官の役割明確化、仕事の魅力の発信、人材供給源の開拓等が必要
- ・ 「霞が関インターンシップ」や講演会など募集活動強化と併せ、関係者の意見を把握しつつ、採用試験をはじめとする採用の在り方を早急に検討

3 新たな幹部要員の確保・育成の在り方 ～キャリア・システムの見直し～

- ・ ①「採用時1回限りの選抜」によらない公平で効果的な能力・実績に基づく選抜、②行政課題に機動的に対応できる幹部要員を訓練育成する仕組みの構築につき、広く合意の形成が必要
- ・ 幹部に求められる資質・適性、人材誘致に有効な訓練機会、幹部要員の選抜方法などにつき、検討が必要。－当面、I種における選抜強化、II・III種の登用促進が重要

4 官民交流の拡大

- ・ 交流拡大は、組織の活性化や閉鎖性を見直す上で重要。具体的推進策は、その意義・目的を明確にした上で、職業公務員との役割分担や公正性の確保に留意しつつ検討することが重要
- ・ 公募制には、部内育成との適切な組合せや公正な能力検証が重要

5 退職管理 ～高齢期の雇用問題～

平成25年度から無年金期間が生じることを踏まえ、民間同様、65歳までの雇用継続を前提に、定年延長、再任用の義務化等について、処遇の在り方等の問題も含め研究会を設けて総合的に検討

6 労働基本権問題の検討

労働基本権問題の検討に際しては、公務員の職務の公共性や地位の特殊性、財政民主主義との関係、市場の抑止力との関係、国民生活に与える影響等について検討が必要

7 勤務時間の見直し

来年の勧告を目途に、勤務体制等の準備を行った上で民間準拠を基本として勤務時間を見直し

8 超過勤務の縮減

在庁の実態を踏まえ、府省ごとに在庁時間の縮減目標を設定するなど政府全体の計画的な取組が肝要。超過勤務手当予算の確保が必要。弾力的な勤務時間制度等の導入を検討

9 その他

- ・ 採用試験年齢要件を検討、女性の採用登用を推進、米国政府への実務体験型派遣研修を新設
- ・ テレワーク(在宅勤務)の前提としての勤務時間制度の在り方等について研究会を設けて検討
- ・ 職場における心の疾病の早期発見のための方策の検討、「職場復帰相談室」等の拡充

2 県職員給与関係資料

平成 19 年県職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等に関する報告及び勧告の基礎資料を得るため、平成 19 年 4 月 1 日現在の県職員給与の実態を調査したものである。

2 調査対象

平成 19 年 4 月 1 日に在職する職員で、職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）、教育職員の給与に関する条例（昭和 27 年愛媛県条例第 30 号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年愛媛県条例第 1 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 13 年愛媛県条例第 46 号）の適用を受ける者

なお、これらの条例の適用を受ける職員であっても次に掲げる者は除く。

- (1) 期限付採用職員（ただし、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者は除く。）
- (2) 休職者
- (3) 育児休業及び介護休暇を受けている職員
- (4) 大学院修学休業中の職員
- (5) 再任用職員（第 11 表を除く。）
- (6) 公益法人等派遣職員

したがって、教育長、公営企業管理局の職員及び技能労務職員は、含まれない。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、級・号給、給料月額、諸手当の実態等

第1表 給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年 月
全給料表	19,089	42.8	20・8
行政職	4,624	43.4	21・6
公安職	2,371	40.6	19・7
研究職	313	43.5	20・9
医療職(一)	26	44.2	20・1
医療職(二)	302	43.8	21・7
医療職(三)	131	41.9	20・4
中・小学校教育職員	7,888	43.3	21・0
高等学校等教育職員	3,378	42.2	19・8
大学教育職員	56	48.3	26・2

及び性別・学歴別人員構成比(平成19年4月1日)

性別人員構成比		学歴別人員構成比			
男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
63.7%	36.3%	81.8%	7.5%	10.6%	0.1%
80.6	19.4	76.7	5.9	17.3	0.1
95.7	4.3	52.2	3.7	44.1	—
87.9	12.1	97.1	2.6	0.3	—
84.6	15.4	100.0	—	—	—
39.4	60.6	59.6	39.4	1.0	—
0.8	99.2	55.0	40.4	4.6	—
44.5	55.5	90.8	9.2	—	—
65.4	34.6	90.3	4.7	4.9	0.1
33.9	66.1	64.3	35.7	—	—

第2表 給料表別平均給与月額(平成19年4月)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	その			
				住居手当	管理職手当	単身赴任手当(基礎額)	特地勤務手当へき地手当
全給料表	円 379,292	円 11,300	円 170	円 6,102	円 6,897	円 830	円 1,052
行政職	363,371	14,131	302	7,785	11,104	577	269
公安職	351,319	14,982	34	3,915	2,760	3,385	684
研究職	381,021	15,819	—	8,549	12,362	882	450
医療職(一)	490,927	15,538	68,207	11,177	61,929	1,769	—
医療職(二)	357,281	7,493	—	5,732	7,852	228	1,108
医療職(三)	353,881	2,344	—	5,301	4,007	351	—
中・小学校教育職員	395,024	8,889	—	4,717	6,860	464	1,998
高等学校等教育職員	384,906	10,778	—	8,262	3,163	313	289
大学教育職員	440,352	7,063	—	12,393	10,691	—	—

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 特地勤務手当には特地勤務手当に準ずる手当を、へき地手当にはへき地手当に当を含む。

他 の 手 当						合 計
初 任 給 調整手当	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	小 計	
円 284	円 244	円 8,464	円 177	円 485	円 24,535	円 415,297
—	999	—	—	—	20,734	398,538
—	—	—	—	—	10,744	377,079
—	137	—	—	—	22,380	419,220
179,500	—	—	—	—	254,375	829,047
—	—	—	—	—	14,920	379,694
—	—	—	—	—	9,659	365,884
—	—	14,775	—	—	28,814	432,727
—	—	13,328	998	2,742	29,095	424,779
13,320	—	—	—	—	36,404	483,819

第3表 給料表別・職務の級別・号給別職員在職状況
(平成19年4月1日)

その1 行政職給料表

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職務の級	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1						1			
2									
3									
4		1	1			2			
5	1							1	
6									
7									
8	2	2	3						
9	2	21	18						
10		7	11						
11		12	7						1
12	1	3	4						
13	2	27	21						
14		14	17			1			1
15	4	11	15					1	5
16	2	10	10						2
17		51	32						3
18		19	12						
19	2	13	10						1
20	1	10	11						
21		57	38	1					
22		21	7						1
23	10	9	8						1
24	1	8	13						
25	14	23	49					1	
26	2	17	14					1	
27	5	5	12	3			1	1	
28	20	4	14	2				5	
29	9	3	43	4				2	
30	1		15	3				7	
31	3	1	14	1				8	1
32	6	4	12	7				9	
33	6	1	52	15				3	
34	1	2	24	4				7	
35	18		10	5				5	1
36	12		9	12			1	1	
37	5	2	34	35			4		
38	1	1	23	17	1		7	2	
39	19		9	5			11	3	
40	3		8	14			13	1	
41	3	1	38	50			14		
42	1		13	30			15		
43	2		9	10	1		6		
44			26	25	1		3		
45	1		44	53			4		
46	1		7	34	1		6		
47	2		9	7			6		
48			13	80		4			
49	1		53	29	1	3	1		
50			13	14		1	5		
51			10	18	2	2	1		
52			9	72	1		1		
53	1		51	20	3	3			
54			11	17	3	5	3		
55			4	72	3	7			
56	1		6	11	1		1		
57			5	12	3	13			
58				59	3	5			
59			1	32	1	12			
60			2	11	3	7			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
61			1	44	10	6	7		
62			4	31	4	11			
63			3	20	10	38			
64				9	19	21			
65			2	72	15	48			
66			1	22	15	49			
67			1	11	24	24			
68				14	23	69			
69				55	55	40			
70			2	11	39	35			
71			2	15	23	24			
72				28	9	50			
73				23	53	21			
74				10	22	37			
75			1	10	17	16			
76				14	29	12			
77				11	29	59			
78				10	22				
79				6	37				
80				6	26				
81				6	17				
82				5	28				
83				7	74				
84	1		1	8	54				
85				3	346				
86				11					
87				6					
88				5					
89				7					
90				12					
91				4					
92				9					
93	1			40					
94									
95									
96									
97									
98			1						
99			1						
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110			1						
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		3							
計	168	363	925	1,329	1,028	626	110	58	17

適用職員数	4,624
-------	-------

その2 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2							1		
3	15								
4									
5									
6									
7	8								
8									
9	9								
10									
11	9								
12									
13									
14									
15	21								
16	5								
17									
18									
19	76								
20	4								
21	5								
22									
23	24	2							
24	42	2							
25	5	7							
26		5							
27	14	31							
28	28	8	1						
29	4	15			2				
30	4	7	2		2				
31	42	10		3	1				
32	10	26		1	2				
33	2	11		2	1				
34	1	19	1	1	4				
35	14	18		8	5				
36	5	20	9	2	2				1
37	6	13	5	1	1				6
38	2	14	5	1	7				3
39	8	12	12	8	2				1
40	6	15	4	3	1				
41	2	12	4	3	3				1
42		8	5	1	8				1
43	1	21	12	13	1				1
44	2	18	6	1	1				1
45	1	10	4		2				1
46		7	4	2	8				
47		14	23	19	6				
48	4	4	6	10	3				
49		1	4	1	3		1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
50		1	6	11	6				
51		2	8	10	4				
52		2	3	2	3				
53		2	1	1	8	1			
54			3	8	9	1	1		
55		5	12	2	4				
56			2		7		1		
57			3	2	9		1		
58		1	3	10	4		1		
59		1	15	1	7		1	3	
60			1	1	5	1	1	3	
61				2	7	3	2	7	
62			2	11	6	2	1		
63		1	1	8	11	3	1		
64			1	1	11	2	4		
65			1	1	11		1		
66			3	9	7	2	6		
67			2	5	12	1	9		
68				2	6	1	9		
69			1	2	8		5		
70			3	5	12	2	10		
71			1	1	20	3	10		
72				7	10	2	9		
73				3	8	2	4		
74			3	4	10	1	14		
75			1	3	13		4		
76				6	8	2	7		
77				2	6		7		
78					8	1			
79				15	13	5			
80				9	11	2			
81				6	16				
82				1	18	4			
83				4	12				
84				2	10	4			
85					8	29			
86				6	12				
87				15	10				
88				5	6				
89				5	6				
90				9	16				
91				7	14				
92				3	15				
93				4	186				
94				7					
95				15					
96				2					
97				2					
98				7					
99				9					
100				5					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
101									
102				4					
103				7					
104				1					
105				1					
106				7					
107				7					
108				2					
109				2					
110				4					
111				9					
112				5					
113				4					
114				8					
115				8					
116				8					
117				2					
118				9					
119				13					
120				17					
121				6					
122				8					
123				8					
124				24					
125				90					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
計	379	345	183	592	658	74	111	13	16

適用職員数	2,371
-------	-------